

初年次教育学会年次大会における、自由研究発表（ポスター）の内容と発表者に関する要領

初年次教育学会大会運営委員会

1. 発表内容について

未公開・未発表のものに限ります。論文として既に公開されている内容を、公開後に学会発表することは、本学会としては二重投稿・自己剽窃として扱います。ただし、

- ・学位論文のみに含まれる内容については、Web 公開されたものであっても「公開」ではないとみなしますので、発表は可能です。
- ・既発表のものであっても新たなデータや分析の追加があれば、発表は可能です。この場合は、既発表等を参考文献で明示して下さい。また、発表及び要旨集原稿において既発表のものとの相違点、研究の進展部分について明示するようにして下さい。
- ・自由研究発表の申込み時に、同一内容を学術誌に投稿している場合、あるいは投稿しようとしている場合、発表申込み終了時点で掲載が内定していなければ、発表可能です。

判断に迷われる場合は、学会事務局にお問い合わせ下さい。内容の秘密は厳守します。

2. 発表者（責任発表者）について

大会要旨集に発表者（責任発表者）として記載されている1名のみが、当日ポスター発表を行うことができます。それ以外の方が単独で発表を行うことはできません。ただし、大会要旨集に連名発表者として記載されている方は、発表の補助や質疑応答の際に補足的な情報提供を行うことは可能です。

ポスター発表はインタラクティブな形式で行われるため、来場者との対話は自由に行えますが、特定の参加者との議論が長時間継続し、他の来場者がポスターを閲覧したり質問したりする機会を妨げないようにご配慮ください。

また、機関会員として発表を行う場合で、当該の機関会員を連名発表者として大会要旨集に掲載する場合、その人数は発表者（責任発表者）を含めて 5 名以内である必要があります。かつ、これらの連名発表者と大会に参加される機関会員 5 名以内の方は一致している必要があります。すなわち、たとえば大会要旨集に機関会員として 5 名の記載があった場合で発表者（登壇者）以外の 4 名は大会には参加しないとしても、当該の機関から他の方が大会に参加しようとする場合には、機関会員の資格ではなく非会員としての参加になります。なお同一の機関に所属している個人会員が連名発表者に加わる場合には、その個人会員には 5 名以内の人数制約は適用されません。

判断に迷われる場合は、学会事務局または大会実行委員会にお問い合わせ下さい。

3. 発表当日の変更について

大会要旨集に発表者（責任発表者）として記載されている方が発表当日に大会参加ができなくなった場合、あらかじめ大会要旨集に当該発表の連名発表者として記載されている方であれば、責任発表者の交代が可能です。ただし、その連名発表者が、本大会の他のポスター発表において責任発表者になっていない場合に限ります（一人の会員が一つの大会で責任発表者として発表を行えるのはいずれにしても一件のみです）。また、責任発表者の交代を希望する場合には、発表するセッションの開始時刻までに大会実行委員会に必ず報告をしてください。ポスター発表のタイトルは、大会要旨集に掲載されているものから変更は一切認められません。発表申込を行う際に、慎重に推敲するようお願いいたします。